

4. 珠泉西町 景観推進地区規定(エレガンスエリアコード)原文 景観形成地区規定(ハーモニーエリアコード)原文

(目的)

第1条 この規定は別紙に定める地区においてよりよい住環境の創出を推進し、将来における資産価値の保全を目的とする。

(運営)

第2条 この規定は「リバーパーク珠泉住宅地建築及びみどりの基本協定」に付加されるものとし、最終的に住民で組織される運営委員会により審査・施工後のチェック・違反者に対する措置・啓発活動を行うものとする。

<基本協定に付加される事項>

(建築に関する付加規定)

第3条 1. 建築物の外観は景観形成上支障のないものとする。
2. 建築物の外壁の色はグレー、茶を基調とし、玄関付近はなるべく自然素材を使用し景観に配慮するものとする。
3. カーポート、サンルームを設置する場合はその種類、構造(材質)、配置等の詳細を事前に申請し許可を得るものとする。
4. スチール物置を設置する場合は前面道路から目の触れない場所に設置するものとし、大きさ、配置等を事前に申請し許可を得るものとする。

(緑化に関する付加規定)

第4条 1. (エレガンスエリア)

植栽は建物完成後1年以内に完了するように努めるものとする。

(ハーモニーエリア)

植栽は建物完成後すみやかに行うものとする。

2. 景観推進地区(エレガンスエリア)の植栽の内、低木及び中木は次の種類を基本とするものとする。

(1) 低木の種類

サツキ、ツツジ類、カンツバキ、キョウチクトウ、クチナシ、ジンチョウゲ、トベラ、サカキ類、シャリンバイ、ツゲ、ウメモドキ、アオキ、アベリア、キャラボク、ドウダンツツジ、トサミズキ、アジサイ、シモツゲ、キンシバイ、マンサク、ハクチョウゲ、マユミ、ウツギ類、ハギ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ、コデマリ等

(2) 中木の種類

サザンカ、ツバキ類、モクセイ類、マサキ、モチノキ類、ヒイラギ類、コノテガシワ、ヒバ類、ウバメガシ、タギョウショウ、カシ類、ムクゲ、ハナズオウ等